

第9章 文化財保存活用地域計画を実効あるものとするために

1. 見直し・改訂

今後の文化財を取り巻く環境の変化などを踏まえ、計画の内容を定期的に見直していく必要があります。関連する国の法令の改正や文化財保存活用地域計画に関する新たな指針等の公表、「松江市総合計画」や「歴まち計画」など関連行政計画の見直しとあわせ、「松江市文化財保存活用地域計画」の内容も見直し、必要に応じて改訂を行い、内容の充実を図っていくこととします。

特にアクションプランにあたる第8章の内容については、毎年度内容の更新を図るとともに、概ね3年を目途に全面的な見直しを行うことにより、実効性を常に担保することとします。

今後実施される文化財調査の結果や新たな指定文化財等については、随時リストを更新し、公表していくなど、文化財に関する情報の管理と公開を継続して図ります。

加えて、地域計画の改訂にあわせ、文化財保護施策についても随時見直しを実施していきます。

なお、地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化財保護法の規定により島根県を通じて文化庁長官による変更の認定を受ける必要があります。軽微な変更とは、①計画期間の変更、②市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更、③地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更、以外の変更で、これらの変更を行った際は、島根県を通じて報告を行います。

2. 計画の進捗管理と自己評価の手法

地域計画の着実な実施のため、適切に進捗管理を行うとともに、計画期間終了前の適当な時期に自己評価を行い、その結果を次期地域計画に反映させます。個々の事業等の進捗状況などを踏まえ、計画全体の評価を行います。

進捗管理にあたっては、松江市文化財保存活用地域計画協議会を開催し、幅広い関係者の意見も反映させていくこととします。

3. 「誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち」の実現に向けて

松江市文化財保存活用地域計画は、文化財行政版総合計画であり、松江市の文化財の保存・活用に関するマスタープランとアクションプランを兼ねたものです。

今後、松江市文化財保存活用地域計画に基づいて行う各種の取組において、市民の皆様と行政、企業・各種団体が連携し、周辺環境まで含めた文化財の総合的な保存・活用に取り組むことのできる仕組みづくりを行い、市内の身近な文化財の保存・活用を担う人材を育成していくとともに、将来にわたり「地域のたから」である文化財を地域全体で活用しながら後世に伝えていく気運を醸成することを目指します。

松江市が誇る文化財、歴史文化を守っていくためには、これに関わる人の輪を広げ、関わる人を支援していくことが何よりも必要とされます。地域社会総がかりで、歴史文化都市としての磨きをかけ、「誰もが松江の歴史文化を誇りに思い、こころ豊かになれるまち」の実現を図ります。